

国民健康保険のお知らせ

問合 国保年金課資格賦課グループ ☎3579-2406

平成31年度の保険料率が決定しました

●保険料の計算方法

保険料は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分からなり、それぞれに均等割額(被保険者全員が支払い)と所得割額(被保険者の所得金額に応じて支払

い)があります(下図参照)。

●通知時期

4月以降の保険料は、6月中旬にお送りする「国民健康保険料納入通知書」をご確認ください。

図 《平成31年度保険料の計算方法》

国民健康保険料(世帯の年間)	均等割額		所得割額	
	項目	計算式	項目	計算式
医療分保険料(限度額61万円)	3万9900円 × 加入者数	+	加入者全員の基礎所得金額 × 7.25%	
後期高齢者支援金分保険料(限度額19万円)	1万2300円 × 加入者数	+	加入者全員の基礎所得金額 × 2.24%	
介護分保険料(限度額16万円)	1万5600円 × 40~64歳の加入者数	+	40~64歳の加入者全員の基礎所得金額 × 1.66%	

※基礎所得金額とは、前年(平成30年中)の所得から基礎控除額33万円を控除した額です。

加入・脱退の届出をお忘れなく

離職などで勤務先の健康保険を脱退したときや、国民健康保険の加入者が就職などで勤務先の健康保険に加入したときは、14日以内に必ず加入・脱退の届出をしてください。

▽加入対象 = 区内在住で、75歳未満の個人事業主・その従業員、勤務先の健康保険を脱退した方※一定の条件により、以前の勤務先の健康保険に継続加入可。詳しくは、以前の勤務先にお問い合わせください。▽脱退対象 = 勤務先の健康保険に加入した方

▽持物

●加入…健康保険の資格喪失証明書、本人確認書類、世帯主および加入する方のマイナンバーが分かるもの

●脱退…勤務先の健康保険証、国民健康保険被保険者証、世帯主および脱退する方のマイナンバーが分かるもの

※別世帯の方は委任状、外国籍の方は在留カード・パスポートが必要。

▽手続場所 = 国保年金課(区役所2階②窓口)・各区民事務所
※脱退手続きは郵送可。詳しくは、お問い合わせください。

●家族の勤務先の健康保険に加入できませんか

収入が少なく、被扶養者に該当する方は、家族の勤務先を通して扶養認定の手続きをしてください。

▽収入基準額 = 130万円未満(60歳以上または障がいがある方は180万円未満)

後期高齢者医療のお知らせ

暫定保険料額決定通知書をお送りします

今回通知する保険料は、4~6月分で、平成29年中の所得に基づく仮算定です。7月以降の保険料は、30年中の所得の確定後、7月に本算定し、改めて通知します。

▽支払方法

①普通徴収(口座振替・納付書払い)の場合

- 口座振替の方…通知書のみ送付
- 納付書払いの方…通知書と4~6月分の納付書3枚を送付 ※口座振替を希望する場合は、申請が必要です。国民健康

保険で口座振替をしていた場合も、自動的に継続されません。

②特別徴収(年金から差し引き)の場合

2月と同額の保険料を4~6月の年金から差し引きます。現在特別徴収の方には、今回は通知書をお送りしません。

現在特別徴収でない方も、10月から特別徴収になる場合があります。7月の本算定後に、保険料額と合わせて通知します。

平成31年度の保険料率が決定しました

●保険料の計算方法

年間の保険料額は、均等割額(被保険者全員が支払い)と所得割額(被保険者の所得金額に応じて支払い)の合計額になります(下図参照)。

●保険料の軽減措置

- 均等割額の軽減(表1参照)…同一世帯の世帯主・被保険者全員の総所得金額などが該当する場合※国の特例で実施してきた年金収入80万円以下

(その他の所得なし)の方の軽減は、介護保険料軽減の拡充・年金生活者支援給付金の支給と合わせて、見直されました。

●所得割額の軽減(表2参照)…被保険者の所得が基準に該当する場合

※所得税・住民税の申告がお済みでない場合は、軽減の対象となりません。

図 《平成31年度保険料の計算方法》

年間保険料額(限度額62万円)	=	均等割額 被保険者1人当たり 4万3300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額※ ×所得割率 8.8%
-----------------	---	------------------------------	---	-------------------------------------

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額・山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

表1 《均等割額の軽減》

総所得金額などの合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	80%
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	85%
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	50%
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	20%

※65歳以上(平成31年1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得から高齢者特別控除額15万円を控除した額で判定します。

表2 《所得割額の軽減》

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

問合 後期高齢医療制度課管理収納グループ ☎3579-2327

介護保険

保険料決定納入通知書をお送りします

65歳以上で、保険料を普通徴収(口座振替・納付書払い)の方へ、4月17日(水)頃に通知書をお送りします。今回通知する保険料は、4~6月分で、平成30年度の所得段階に基づく仮算定です。7月以降の保険料は、31年度の住民税(特別区民税)の決定後、7月に本算定し、改めて通知します。なお、特別徴収(年金から差し引き)の方には、7月下旬に通知書をお送りします。また、4月から新たに特別徴収となる方には、2月15日に案内をお送りしました。

●生計が困難な方に保険料の減額制度があります

平成31年度の所得段階が第2・3段階で、世帯の年間収入・預貯金額などが基準以下の方に、保険料減額制度があります。7月中旬(特別徴収の方は7月下旬)にお送りする通知書で所得段階を確認のうえ、ご相談ください。また、保険料減額制度について詳しくは、同封するお知らせをご覧ください。※9月2日(月)までの申請で、12か月分の保険料が減額対象になります。※30年度に減額となっている方には、4月3日に更新の案内をお送りしました。※保険料・保険料減額は、本人の住民税課税状況・前年の所得状況、同一世帯の方の住民税課税状況をもとに計算しています。本人または同一世帯の方で、未申告の場合は、課税課(区役所3階②窓口)で住民税の申告をしてください。収入がなかった方も、その旨の申告をお願いします。

●東日本大震災により板橋区へ転入した方へ

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等から板橋区に転入した方には、保険料の減額制度があります。詳しくは、

お問い合わせください。

《いずれも》

▽問 = 介護保険課資格保険料係 ☎3579-2359

お知らせ

献血にご協力ください

▽とき = 4月12日(金)、10時~11時30分・12時50分~16時▽ところ = 区役所(正面玄関横)▽問 = 東京都赤十字血液センター ☎5272-3523、板橋区総務課総務係 ☎3579-2052



「板橋区の統計」(平成30年版)を作成しました

区の人口・産業などの基本的な統計資料を収録しています。

▽閲覧場所 = 区政資料室(区役所1階⑦窓口)・区立各図書館・区ホームページ▽問 = 総務課統計係 ☎3579-2057

市街地再開発事業区域内の建築・土地の有償譲渡に届出が必要になります

板橋駅西口地区市街地再開発事業等の都市計画を決定しました。今後、区域内で、建築・土地の有償譲渡する場合は、区長へ届出が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

▽対象区域 = 板橋一丁目16・18・19番、17番3(地番)▽問 = 地区整備事業担当課 ☎3579-2556

小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例を改正しました

安心な住環境の形成を実現するため、本条例を改正しました。10月から、一定規模以上の小規模住戸集合建築物(ワンルームマンション)を建築する場合は、家族向け住戸の設置が必要になります。▽問 = 市街地整備課集合住宅指導グループ ☎3579-2564